

水戸市新たなごみ処理基本計画の名称及び基本理念について

1 計画の名称

新たなごみ処理基本計画は、現在策定中の「水戸市第6次総合計画（以下「6水総」という。）」において、「水戸市新ごみ処理基本計画（以下「前基本計画」という。）」を改定するものとして位置付けられています。つまり、6水総に基づいて策定を進めるものであることから、計画の名称については、6水総における個別計画の名称の基準に合わせて定めるものとします。

－計画の名称－

『水戸市ごみ処理基本計画（第3次）』

当該計画は、名称を「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）（以下「第3次基本計画」という。）」とします。次数を「第3次」と付した理由については、過去の基本計画を次のように捉え、それを背景として定めることによります。

【第1次基本計画】

「水戸市ごみ処理基本計画」1999（平成11）年9月策定

容器包装リサイクル法の施行や、ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止ガイドラインに基づく「ごみ処理広域化計画－茨城県におけるごみ処理指針－」の策定への対応、また、廃棄物処理技術の向上等、清掃行政を取り巻く状況が大きく動いた時期に策定した計画であるため、この計画を第1次基本計画と捉える。

【第2次基本計画】

「水戸市新ごみ処理基本計画」2006（平成18）年5月策定

循環型社会形成推進基本法（以下「循環型社会基本法」という。）等の施行や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正など関係法令の制定、また、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定に対応し、策定した「水戸市新ごみ処理基本計画」を、第2次基本計画と捉える。

今回は、国及び県において定められている、減量化に代表されるごみの排出抑制、また、再資源化を目標にした各種の計画（循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法基本方針、茨城県廃棄物処理計画）が第3次の時期を迎えていることを踏まえ、本計画を水戸市の第3次の計画とすることとします。

2 「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）」の基本理念

ごみ処理基本計画策定における基本的姿勢を反映させ、第3次基本計画の基本理念を次のように定めます。

水戸市では、2006（平成18）年10月に策定した「水戸市新ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの排出量の削減を優先課題として、家庭ごみ有料制の導入や事業系ごみの減量への取り組みなどを進め、2000（平成12）年度と比較し、2012（平成24）年度にはごみ排出量が約22,000トン減少するなど、市民及び事業者の皆様の、循環型社会構築への重要性の意識の強まりが着実に表れています。

しかしながら、本市の1人1日当たりのごみの排出量は、全国、県及び類似市の平均を上回っており、リサイクル率は全国、県及び類似市の平均を下回っている状況にあります。

この状況を解決するためには、資源の枯渇に対する資源の循環や、地球温暖化等の問題などの諸課題を踏まえつつ、環境に配慮しながら、市民・事業者・行政が協働した取り組みを進めることが求められるところです。

国においては、第3次循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物処理の優先順位を①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリカバリー）、⑤適正処理と定め、特に「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」に向けた施策の方向性を示しています。

本市におきましても、国の方向性を参考としつつ、発生抑制及び再使用（リデュース・リユース）を重点課題と位置づけ、併せて資源の有効活用を図るためのリサイクルを推進することにより、安心して快適な循環型都市・水戸の構築を、市民・事業者・行政が協働して実現するために、「—発生抑制・再使用・再資源化と適正処理の実践で築く— 安心快適な循環型都市・魁のまち・水戸」を基本理念とします。

—発生抑制・再使用・再資源化と適正処理の実践で築く—

安心快適な循環型都市・^{さきがけ}魁のまち・水戸